

根室市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、高齢化等が進む本市において、地域外の人材を積極的に受け入れ、その定住及び定着を促し、もって地域力の維持及び向上を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第8号総務事務次官通知）に基づき、根室市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 移住交流事業の支援活動
- (2) 地域資源の発掘及び観光振興に係る支援活動
- (3) 農林水産業の振興に係る支援活動
- (4) 住民の生活及び地域コミュニティ活性化に係る支援活動
- (5) 地域行事に係る支援活動
- (6) 環境保全の支援活動
- (7) その他市長が必要と認める活動

(協力隊の要件)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号をすべて満たす者のうちから市長が任用する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に現に住所を有する者又は他自治体において地域おこし協力隊として2年以上活動した経験があり、かつ、解職から1年以内の者のうち、原則、本市の地域おこし協力隊としての委嘱を受けた後、直ちに本市へ住所を異動させることができる者
- (2) 本市に定住しようとする意思のある者
- (3) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲及び情熱を持っていると認められる者

(身分)

第4条 隊員は、根室市嘱託職員任用等に関する要綱（平成21年根室市訓令第10号）第1条に定める嘱託職員とする。

(任期)

第5条 隊員の任用期間は、1年以内とし、かつ、1会計年度を超えてはならない。

- 2 市長は、前項の任用期間における勤務実績が良好である隊員について、引き続き任用する必要があると認めるときは、その任用を更新することができる。ただし、3年の期間を限度とする。
- 3 前項の規定を適用せずに隊員の更新を必要としない場合には、当該隊員に係る任用期

間の末日をもって、当然に当該隊員に係る任用が解かれたものとする。ただし、任用の初日において、この旨を当該隊員に通知しなければならない。

(隊員の遵守事項)

第6条 隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民及びその他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 任期中は、本市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は地域協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに主管課長へ報告すること。
- (6) 地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(活動に要する費用)

第7条 市長は、第2条に規定する活動に要する費用を予算の範囲内で負担する。

(赴任旅費)

第8条 隊員の赴任に係る移転料等については、根室市職員の旅費に関する条例（昭和33年根室市条例第45号）の規定を準用する。

(活動支援)

第9条 市長は、協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 協力隊の年間事業計画の作成
- (2) 地域協力活動に関する総合調整
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) 前各号に定めるもののほか、協力隊の円滑な活動に必要なこと

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。